



大北森林組合の不適正な補助金受給及び当該補助金に係る県の不適切な事務処理等が判明しました。

県から大北森林組合(大町市)に対して交付した森林整備関係の補助金の一部について、不適正な補助金受給及び当該補助金に係る県の不適切な事務処理等があることが判明しました。現在までの調査結果の概要等について、お知らせします。

1 森林作業道整備に係る不適正な補助金受給について

【主な経過及び調査結果】

- ・平成 26 年 12 月 4 日、大北森林組合(以下「組合」という。)から北安曇地方事務所林務課に対し、不適正な申請を続けてきたことを疑わせる発言があったことから、林務部では過去に遡り調査を開始しました。
- ・これを受け、12 月 19 日、総務部、会計局及び林務部を構成員とする調査班を設置し、県の担当職員や組合役員からの聞き取り、及び補助金関係書類の確認などを行っております。
- ・その結果、少なくとも平成 22 年度から 25 年度までの間に、組合が県に申請した補助金の一部について、不適正な申請により受給していた事実を現時点で確認しました。(詳細別紙の 1 参照。平成 21 年度以前についても調査を継続中。)
- ・また、当該補助金申請に係る完了検査の未実施など、県の不適切な事務処理等が確認されました。

2 造林事業(間伐等)に係る不適正な補助金受給について

【主な経過及び調査結果】

- ・平成 26 年 4 月、県では、平成 24 年度及び 25 年度に組合が行った造林関係の補助事業(間伐等)において、補助金交付分の一部が未完了となっていることを確認し、組合は不適正な申請により補助金を受給していました。(詳細別紙の 2 参照。平成 23 年度以前についても調査を継続中。)
- ・また、上記 1 に係る調査の過程で、当該補助金申請に係る不十分な完了検査など、県の不適切な事務処理等が確認されました。
- ・県では、こうした事実を把握しながら、補助金の交付決定の一部取り消しや県への返還を求めず、組合に対して、早期の事業完了を求める不適切な指導を行っていました。

3 今後の主な対応

(1) 不適正申請が確認された補助金の取扱い

上記 1、2 のいずれの補助金も国庫補助事業であることから、国(林野庁)と協議し、県の「補助金等交付規則」に基づき、不適正な申請に係る交付決定を取り消すとともに、補助金の返還を求めます。また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、国庫補助金相当額を国に返還します。

(2) 補助金執行の点検・調査

- ・組合に対する他の補助金について不適正な申請がなかったか引き続き調査を継続します。
- ・他の地方事務所においても、補助金の執行状況、指導内容について点検・調査を実施します。

(3) 再発防止に向けた取組

組合による不適正な補助金申請や、県の不適切な指導が行われたことなどの要因を調査分析し、その結果を反映した再発防止策を講じ、その徹底に努めます。

総務部人事課
(課長)佐藤則之(担当)宮下克彦
電話：026-235-7031(直通)
026-232-0111(代表)内線 2033
FAX：026-235-7395
E-mail:jinji@pref.nagano.lg.jp

林務部森林政策課
(課長)小田切 昇(担当)百瀬秀樹
電話：026-235-7262(直通)
026-232-0111(代表)内線 3215
FAX：026-234-0330
E-mail:rinsei@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

大北森林組合の不適正な補助金受給の内容

1 森林作業道整備

年度	市町村	箇所	申請内容	延長	補助金額 (千円)	不適正と確認した事実
23年度	大町市	長平	開設	180m	450	・全線にわたり開設していない。
23年度 25年度	大町市	西居谷里	開設	730m	3,275	・全線にわたり開設していない。
22年度 24年度	池田町	中の貝	開設	1,861m	4,626	・全線にわたり開設していない。 ・計画路線の一部は町道(補助対象外)。
22年度 25年度	池田町	花岡山	開設	721m	2,659	・全線にわたり開設していない。 ・計画路線は全線町道(補助対象外)。
23年度	松川村	松川村	開設	272m	101	・全線にわたり開設していない。
23年度 25年度	白馬村	奥山	開設	11,331m	47,787	・全線にわたり開設していない。
合計		6箇所		15,095m	58,898	

2 造林事業(間伐等)

年度	市町村	箇所	申請内容	事業面積	補助金額 (千円)	完了率	不適正と確認した事実
24年度	大町市	二ツ屋ほか 5箇所	間伐等	152ha	43,031	65%	・申請内容の一部又は全部が 未完了である。
	池田町	広津ほか 3箇所	間伐等	65ha	22,432	0%	
	白馬村	野平ほか 2箇所	間伐等	24ha	7,807	29%	
	計	10箇所		241ha	73,270	44%	
25年度	大町市	大塩ほか 3箇所	間伐等	52ha	19,592	14%	
	池田町	堀之内・中島 ほか 3箇所	間伐等	45ha	56,863	14%	
	白馬村	野平	間伐等	19ha	8,076	4%	
	小谷村	杉山	間伐等	18ha	5,207	30%	
	計	8箇所		133ha	89,738	14%	
合計		18箇所		374ha	163,008	33%	

注)「完了率」は、県が把握した26年4月現在の率

1 大北森林組合について

- (1) 所在地 大町市平 10788 番地 1
- (2) 設立 昭和56年3月2日
- (3) 組合の区域 大町市、北安曇郡(池田町、松川村、白馬村、小谷村)
- (4) 組合員数 4, 571人 (平成 26 年 2 月 28 日現在)

2 森林作業道の整備について

- (1) 事業名 信州の森林づくり事業(森林環境保全直接支援事業)
- (2) 事業主体 森林所有者、森林組合等
- (3) 補助率 70/100以内 (国庫 51/100、県費 19/100)
- (4) 事業内容
森林法に定める森林経営計画の作成者等が搬出間伐等の森林整備を行う場合の、これと一体となった森林作業道の開設や改良

(5) 林内路網の種類

森林作業道	森林整備のために特定の人が継続的に利用する簡易な道で、主として林業機械や小型トラック(2t 積程度)等の走行を予定。
林業専用道	主として森林整備のための特定の人が利用する恒久的公共施設で、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて使用する道。普通自動車(10t 積程度のトラック)等の走行を予定。
林道	原則として不特定多数の人が利用する恒久的公共施設で、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道。

※ 森林作業道の施工例



3 造林事業(間伐等)について

(1)事業名及び事業内容

信州の森林づくり事業

- ① 森林環境保全直接支援事業
適正な密度管理を目的として計画的に行う搬出間伐等
- ② 環境林整備事業(保全松林緊急保護整備)
松くい虫被害が発生している森林における森林整備と樹種転換
- ③ 森林整備加速化・林業再生事業
林業・木材産業の再生を図り、木材の安定供給を目指した搬出間伐
- ④ みんなで支える里山整備事業〈森林づくり県民税活用事業〉
里山林の機能回復を重点的に進めるための、集落をあげた面的な間伐

事業名	事業主体	補助率
森林環境保全 直接支援事業	森林所有者、 森林組合等	70/100 (国庫 51/100、県費 19/100)
環境林整備事業	森林所有者、 森林組合等	70/100 (国庫 50/100、県費 20/100)
森林整備加速化・ 林業再生事業	地域協議会の 構成員	65/100 (国庫 50/100、県費 15/100)
みんなで支える里山 整備事業	森林所有者、 森林組合等	90/100 (国庫 51/100、県費 39/100)

(2) 作業の種類

人工造林、下刈り、枝打ち、雪起こし、倒木起こし、除伐、間伐、更新伐、衛生伐及び付帯施設(鳥獣害防止施設、林内作業場等)

※ 間伐の施工例



〈間伐前〉



〈間伐後〉



〈材の搬出〉